

大規模小売店舗立地法の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により以下のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、この公告の日から縦覧期間の終了する日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

公 告 日：令和8年1月14日

届出年月日：令和7年12月25日

店 舗 名：ドラッグストアモリ南大分店・おべんとう
のヒライ田中本町店

設 置 者：株式会社ドラッグストアモリ
株式会社ヒライホールディングス

縦 覧 期 間：令和8年1月14日～
令和8年5月14日

縦 覧 場 所：大分県商工観光労働部商業・サービス業振
興課

届出の概要：別紙のとおり

様式第2 (第6条関係)



※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

令和7年12月25日

大分県知事 佐藤樹一郎 殿

株式会社ドラッグストアモリ
 代表取締役 森 竜馬
 福岡県朝倉市一木1148番地の1
 株式会社ヒライホールディングス
 代表取締役 平井浩一郎
 熊本県熊本市西区春日七丁目26番70号

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアモリ南大分店・おべんとうのヒライ田中本町店
 大分県大分市田中町一丁目827番1 外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ドラッグストアモリ
 代表取締役 森 竜馬
 福岡県朝倉市一木1148番地の1

(変更後) 株式会社ドラッグストアモリ
 代表取締役 森 竜馬
 福岡県朝倉市一木1148番地の1
 株式会社ヒライホールディングス
 代表取締役 平井浩一郎
 熊本県熊本市西区春日七丁目26番70号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称) ドラッグストアモリ田中町店
 (変更後) ドラッグストアモリ南大分店・おべんとうのヒライ田中本町店

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

小 売 業 者		住 所
氏 名 (名 称)	代表者 (法人の場合)	
株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役 森 竜馬	福岡県朝倉市一木1148番地の1
未 定		

(変更後)

小 売 業 者		住 所
氏 名 (名 称)	代表者 (法人の場合)	
株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役 森 竜馬	福岡県朝倉市一木1148番地の1
株式会社ヒライ	代表取締役 平井浩一郎	熊本県熊本市西区春日七丁目26番70号

3 変更の年月日

令和7年12月1日

4 変更する理由

テナント決定による